様式 No. 5

港　湾　調　査

指定統計第6号　　秘

運　輸　省

調査期日　甲種港湾毎月末、乙種港湾毎年末

この調査は、指定統計として、統計法（昭和22年法律第18号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号改正）に基いて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上に極めて重要な資料となるものであります。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶体に他に洩れることはなく、又この調査票は、他の目的には絶体に使用されないよう規定されていますから、申告者は、事実ありのままを期日までに申告して下さい。

提出期日　甲種港湾翌月10日まで、乙種港湾翌年1月31日まで。

※印の欄は、申告者は記入しないで下さい。

海上出入貨物調査票

昭和　年　月分

※調査港湾	甲乙種　港	申告者	事業所名	
※調査票番号			所在地	
※調査員の検印			氏名	㊞

1. 本票は、船舶により海路出入した一切の貨物（郵便物及び旅客携帯品は除く。）は、総トン数5トン未満の船舶によるものも総て計上して下さい。
2. 品種、細別は、「港湾調査規則」別冊品種換算表の順序に記入して下さい。
3. 数量は、上記品種換算表により必ずトン数に換算し、トン未満は四捨五入して、各品種ごとに小計を掲げ、最後に総計を記載して下さい。
4. 仕出地、仕向地の外国のものは、赤字で記入して下さい。
5. 仲継貨物（港内において他の船舶に積み換えて輸送するもの。）及び入港後資格変更をした外国貿易船によつて、積換をしないで他港に輸送した貨物は、数量に（仲）を附し別記して下さい。
6. 仲継貨物は、仲継港を仕出港、仕向港として下さい。
7. 海上漁獲物は、仕出港の欄に「海上」と記載して下さい。

輸移出					輸移入				
品種	細別	数量（トン）	仕出港 県名	仕出港 港名	品種	細別	数量（トン）	仕出港 県名	仕出港 港名

SAMPLE